

## 各府省情報化統括責任者（CIO）補佐官機能の強化について

2005年（平成17年）6月29日  
各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定

各府省情報化統括責任者（CIO）補佐官（以下「CIO補佐官」という。）については、「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、平成16年6月14日一部改定）に基づき、府省内の業務・システムの分析・評価、最適化計画の策定に当たり各府省情報化統括責任者（CIO）及び各所管部門の長（業務改革関係部門、情報システム統括部門）に対する支援・助言等を行っているところであるが、更に積極的な活用を図るため、「IT政策パッケージ - 2005」（平成17年2月24日IT戦略本部決定）に基づき、下記のとおり、その機能を強化する。

### 記

- 1．各府省においては、電子計算機、周辺機器及びネットワーク並びにこれらで使用するソフトウェアの運用に係る経常的な経費が1億円以上の情報システムに係る予算要求、調達、開発、運用・保守、監査・実績評価に当たり、各府省情報化統括責任者（CIO）及び各所管部門の長（業務改革関係部門、情報システム統括部門）に対して支援・助言等を行うことを、CIO補佐官の役割として明確化することとする。
- 2．各府省情報化統括責任者（CIO）補佐官等連絡会議の下にワーキンググループを設置し、各府省等に共通する課題について、CIO補佐官が専門的に検討し、その検討状況等を適宜各府省情報化統括責任者（CIO）補佐官等連絡会議に報告することにより、各府省等に共通する課題の解決等に活用することとする。  
これに伴い、別紙のとおり、「各府省情報化統括責任者（CIO）補佐官等連絡会議について」（平成15年12月26日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を改める。
- 3．CIO補佐官機能強化の実施状況を踏まえ、必要に応じて、CIO補佐官の機能について更に検討することとする。